

健康食品は 薬ではありません!

元気になるところか
最近なんだか調子が変わる?

また、こんな誤解してませんか?
・健康食品(サプリメント)には副作用がない...
・健康食品はたくさん摂ったほうがいい...
などなど



事例

- スマートフォンでSNSの広告を見て、健康食品を買ったが、摂取したらおなかが痛くなったのだけど...

★健康食品は「薬」ではなく、あくまで食品です。医薬品的な効果を期待して利用しないように!
★体調不良を感じたら、すぐに摂取を止めて病院を受診しよう!
★薬との飲み合わせもあるので持病を持っている人は医療機関に相談を!
★商品に記載された製造元等のカスタマーセンターにも相談してみてください!



商品やサービスの契約トラブルなどのご相談は
柏市消費生活センターへ ☎04-7164-4100

よくある相談はこちら



令和5年度消費生活相談の概要 (R5.4.1～R6.3.31)

- 市内の令和5年度の消費生活相談件数は **3,723 件**
(令和4年度3,781件→令和5年度3,723件 前年より58件減少)
- 60歳以上の相談件数は1,489件で**全体の約4割**
(令和4年度1,565件→令和5年度1,489件 前年より76件減少)
- 相談の特徴は
 - ・水回りなどの修理・補修で広告表示を大幅に上回る金額を請求された等の相談。件数は137件で前年度の**1.65倍に増加**
 - ・SNS等のインターネット上の広告をきっかけとした通販での購入契約に関する相談。399件で前年度の**1.56倍に増加**

消費生活センター「計量」の仕事のご紹介～計量用語解説～

消費生活センターでは量り売り用計量器の検査など、「計量」に関する仕事をしています。「計量」は消費者にとって身近なものですが、ちょっとわかりにくい用語が多くてとっつきにくいです。今回はそんな計量用語を、柏市計量担当による独断で簡単に解説します。

今回のテーマ **特定計量器**



「計量器」は何かを計るものですが、「特定計量器」は、消費活動(※)をスムーズにするため、精度が保証されている計量器です。

出荷前に普通の計量器より厳しい検査に合格し、さらに有効期限が定められたものもあります。

量り売りや健康診断などにおいて特定計量器の使用が義務付けられて、皆様の生活を支えています。

※「取引」「証明」といいますが、これも計量用語なのでいつか解説したいと思います。

皆さん、僕のこと知ってくれていますか？
えっ！知らないの！？うそでしょ！？ブーブー！
僕は「マナブー」！センターのチラシやサイト、講座に
登場するからよろしく☆
エシカル（人・社会・環境などに配慮した）な暮らしや
賢い消費者になれるよう一緒にマナブー！



マナブーの物語（絵本・紙芝居）はこちら！

